

妊婦のための支援給付金事業

喜界町では、妊娠期（何らかの理由で妊娠継続していない方も含む。）ご家庭に寄り添う、伴走型相談支援を行います。併せて経済的支援として、妊娠届出後 5 万円・妊娠 8 か月以降 5 万円を給付します。



伴走型相談支援

妊娠届出時から出産後において、保健師等が面談やアンケートを行い、不安や悩みに対して情報提供や個別的な支援を行います。

◎面談のタイミング

- ①妊娠届出時
- ②妊娠 7～8 か月（アンケートに回答、希望者に面談）
- ③出産後

対象者

妊婦・産婦と夫、パートナー、同居家族等



経済的支援

妊娠期ご家庭への経済的負担の軽減を図るため、支援金として支給します。

※受給には申請書の提出が必要です。

・妊婦のための支援給付金：

- ① 妊娠届け出時： 妊婦 1 人あたり 5 万円
- ② 妊娠 8 か月以降： 胎児 1 人あたり 5 万円



～支援の流れ～

1.妊娠届

- ・母子健康手帳交付
- ・面談①
- ・アンケート
- ・申請書の記入



2.妊娠 7～8 か月頃

- ・面談②（希望者のみ）
- ・アンケート
- ・申請書の記入



3.出生届

- ・面談③
- ・アンケート

問い合わせ先：

伴走型相談支援：子育て世代包括支援センター（保健福祉課内）

☎0997-65-3522

経済的支援：保健福祉課保険福祉チーム

☎0997-65-3685